

鴨川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第79号

鴨川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成17年鴨川市告示第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

別表1 放課後児童健全育成事業（特定分）（1）放課後児童健全育成事業の表中「2,558,000円」を「2,629,000円」に、「4,734,000円」を「4,868,000円」に、「69,000円」を「75,000円」に、「19,000円」を「20,000円」に、「409,000円」を「421,000円」に、「184,000円」を「190,000円」に、「1,726,000円」を「1,766,000円」に、「3,099,000円」を「3,185,000円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年度以後の年度分の放課後児童健全育成事業に係る補助金について適用する。